平成２２年（フ）第８５号
岩手県奥州市水沢区真城字杉ノ下23番地
破産者　小野寺　聡
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第１７４号
山形市清住町３丁目８番16号
破産者　安井　秀行
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０８号
埼玉県深谷市田中2929番地11
破産者　加藤　桂子（旧姓岡本）
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３７４号
群馬県太田市堀口町10番地１、破産手続開始決定時の住所埼玉県大里郡寄居町大字鉢形178番地８
破産者　村山緋紗子
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１３６号
千葉県山武郡横芝光町栗山4427番地32
破産者　加藤　　勲
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１８３号
千葉県匝瑳市飯倉1365番地　いいぐら団地275号
破産者　宇井　安子
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２３７４号
横浜市保土ケ谷区上菅田町97番地１
破産者　高野　券平
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４９６号
横浜市神奈川区三枚町543番地14　ベルハウスⅢ－Ａ
破産者　近藤　信之
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１号
川崎市麻生区高石１丁目６番31号
破産者　横山　武春
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３６３号
川崎市麻生区高石１丁目６番31号
破産者　横山　　弘
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２３４号
長野県千曲市大字上徳間253番地１　飯島アパート７号、破産手続開始決定時の住所長野市篠ノ井東福寺1687番地
破産者　笹野美喜男
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０４２号
奈良県北葛城郡広陵町馬見中２丁目11－８、住民票上の住所大阪市天王寺区玉造元町５番３－1301号
破産者　吉川　佳伸
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３号
奈良県五條市西吉野町黒渕1090番地
破産者　吉岡　孝夫
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２３年（フ）第２０号
和歌山県御坊市湯川町富安2194番地９、住民票上の住所和歌山県日高郡日高川町大字三百瀬304番地
破産者　湯川　泰仁
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第１０５号
長崎県諫早市平山町127番地73
破産者　前田　典子（旧姓萬屋）
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１１９号
長崎県諫早市西里町652番地、前住所長崎県諫早市高来町善住寺1075番地８
破産者　山田　雅彦
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
熊本県天草市本渡町本渡2317番地７
破産者　松本　祥一
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第３９号
熊本県天草市五和町二江30番地１
破産者　畑島　明人
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第９７８号
埼玉県川口市東本郷２－21－14　マンションペルシア302、住民票上の住所埼玉県川口市江戸袋１丁目17番41－126号　アイビハイツ川口
破産者　中橋　　博
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係